第51回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

開催日時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル　2階　会議室

書面またはインターネット等による議決権行使期限

2022年6月27日（月曜日）午後5時30分
機関投資家の皆様には株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

決議事項

第1号議案　剰余金の処分の件
第2号議案　定款一部変更の件
第3号議案　取締役5名選任の件
第4号議案　補欠監査役1名選任の件
第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

株主様へのお願い

新型コロナウイルス感染症の拡大が続いております。株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、ご体調をお確かめのうえ、ご無理をなされませんようお願いいたします。
可能な限り、議決権を事前にご行使いただき、当日のご来場は、感染回避のため見合わせることもご検討ください。

株主総会にご出席される株主様に配布しておりました「お土産」については、中止とさせていただきます。
何卒、ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 遠藤照明
証券コード：6932

株主の皆様へ

平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を2022年6月28日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

ご高覧いただきたくお願い申し上げます。

2022年6月

代表取締役社長　遠藤邦彦



目次

第51回定時株主総会招集ご通知…… 2

[株主総会参考書類]

▶議案及び参考事項

第1号議案　剰余金の処分の件…… 5
第2号議案　定款一部変更の件…… 6
第3号議案　取締役5名選任の件…… 8
第4号議案　補欠監査役1名選任の件…… 15
第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件…… 16

[添付書類]

▶事業報告

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項…… 17
Ⅱ 会社の株式に関する事項…… 26
Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項…… 26
Ⅳ 会社役員に関する事項…… 27
Ⅴ 会計監査人に関する事項…… 32
Ⅵ 会社の体制及び方針…… 33

▶連結計算書類

連結貸借対照表…… 37
連結損益計算書…… 38

▶計算書類

貸借対照表…… 39
損益計算書…… 40

▶監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本…… 41
会計監査人の監査報告書　謄本…… 43
監査役会の監査報告書　謄本…… 45

株主各位

証券コード 6932
2022 年 6 月 6 日

大阪府大阪市中央区本町一丁目6番19号
株式会社 遠藤照明
代表取締役社長　遠 藤 邦 彦

第51回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止する観点から、可能な限り、書面またはインターネット等により議決権を事前にご行使いただき、ご来場をお控えいただくこともご検討くださいますようお願い申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、３頁及び４頁の「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使のご案内」に従って、2022年6月27日（月曜日）午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬　具

記

1 日時	**2022年6月28日（火曜日）午前10時**	
2 場所	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号 **ENDO堺筋ビル　2階　会議室**	
3 会議の目的事項	**報告事項**	**1.** 第51期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
		2. 会計監査人及び監査役会の第51期連結計算書類監査結果報告の件
	決議事項	**第1号議案　剰余金の処分の件**
		第2号議案　定款一部変更の件
		第3号議案　取締役5名選任の件
		第4号議案　補欠監査役1名選任の件
		第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

以　上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表並びに計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款の定めに従い、インターネット上の当社ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役及び会計監査人は、連結計算書類及び計算書類として、本招集ご通知の添付書類のほか、当社ホームページに掲載しております連結株主資本等変動計算書、連結注記表、株主資本等変動計算書及び個別注記表も監査しております。
- 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ホームページに掲載させていただきます。

当社ホームページ　https://www.endo-lighting.co.jp/

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の３つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日　時

2022年6月28日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後５時30分到着分まで



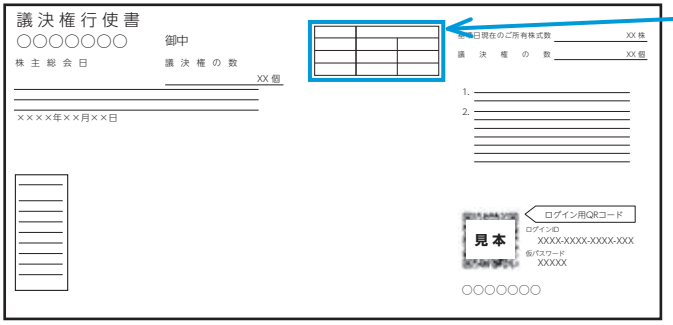
インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月27日（月曜日）
午後５時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内



※議決権行使書用紙はイメージです。

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2、4、5号議案

- **賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**

第3号議案

- **全員賛成の場合** ≫ **「賛」の欄に○印**
- **全員反対する場合** ≫ **「否」の欄に○印**
- **一部の候補者に反対する場合** ≫ **「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。**

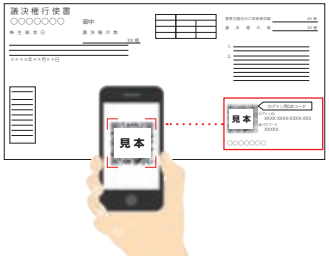
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

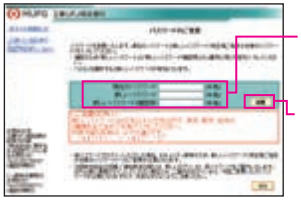
議決権行使ウェブサイト https://evote.tr.mufg.jp/

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



3 新しいパスワードを登録する。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社　証券代行部　ヘルプデスク
0120－173－027
（通話料無料／受付時間 9:00～21:00）

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業基盤の強化並びに将来の事業展開のための内部留保や今後の収益見通しなどを総合的に勘案し、1株につき15円といたしたく存じます。

これにより、年間配当金は、中間配当金（1株につき７円50銭）と合わせまして、1株につき22円50銭となります。

1 **配当財産の種類**

金銭

2 **株主に対する配当財産の割り当てに関する事項及びその総額**

当社普通株式1株につき	金15円
配当総額	221,642,535円

3 **剰余金の配当が効力を生じる日**

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年９月１日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

（１）変更案第16条第１項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。

（２）変更案第16条第２項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。

（３）株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。

（４）上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示しております。）

現行定款	変更案
（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	（削　除）
（新　設）	（電子提供措置等） 第16条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

現行定款	変更案
（新　　設）	2．　当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。 （附則） 1．現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年９月１日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。 2．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16 条　（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）　はなお効力を有する。 3．本附則は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第3号議案　取締役５名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（６名）が任期満了となります。つきましては、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	地位及び担当	取締役会出席回数
1	遠藤邦彦（えんどうくにひこ）　再任	代表取締役社長	19／19回
2	菱谷清（ひしたにきよし）　再任	取締役 常務執行役員　開発・品質・生産担当	19／19回
3	杉坂真志（すぎさかまさし）　新任	常務執行役員 営業本部長　兼　管理本部長	－
4	馬塲孝夫（ばんばたかお）　再任　独立役員　社外取締役	取締役	19／19回
5	宮下律江（みやしたりつえ）　新任　独立役員　社外取締役		－

候補者番号 1

遠藤 邦彦（えんどう くにひこ） (1974年4月8日生)

再任



略歴、地位及び担当

1997年 4 月　株式会社富士銀行（現 株式会社みずほ銀行）入行
2001年 1 月　当社入社
2006年 4 月　当社経営戦略室長
2006年 6 月　当社取締役　経営戦略室長　兼　照明技術研究所担当
2007年 4 月　当社取締役　執行役員経営戦略室長
2007年 6 月　当社常務取締役　執行役員経営戦略室長
2009年 4 月　当社常務取締役　照明事業部長
2010年 6 月　当社代表取締役専務取締役　照明事業部長
2011年10月　当社代表取締役専務取締役
2013年11月　当社代表取締役専務取締役　LED中央研究所長
2014年 6 月　当社代表取締役社長　LED中央研究所長
2016年 4 月　当社代表取締役社長　営業本部長
2022年 4 月　当社代表取締役社長
現在に至る

所有する当社株式の数
140,000株

取締役会出席回数
19／19回

重要な兼職の状況

ENDO Lighting （THAILAND） Public Co., Ltd. 代表取締役会長

取締役候補者とした理由

遠藤邦彦氏は、2014年6月の代表取締役社長に就任以降、経営の指揮を執り、様々な経営の改革に取り組んで参りました。照明事業をはじめとする当社グループの事業に精通し、当社グループの経営管理を適切に遂行できる豊富な業務経験と幅広い知見を有していることから、今後の長期的な企業価値向上実現の牽引者として適切な人材であり、また、コーポレートガバナンスの強化にも適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 2

菱谷（ひしたに）　清（きよし）（1958年1月8日生）

再任



所有する当社株式の数
0株

取締役会出席回数
19／19回

略歴、地位及び担当

1980年４月	松下冷機株式会社（現 パナソニックホールディングス株式会社）入社
2000年４月	同社自販機事業部技術部長
2008年４月	パナソニック株式会社アプライアンス社 自販機ビジネスユニット長
2012年４月	同社アプライアンス社　コールドチェーン事業部長
2015年４月	国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 省エネルギー部主任研究員（パナソニック株式会社より出向）
2016年５月	当社入社　顧問　開発・品質・生産担当
2016年６月	当社取締役　開発・品質・生産担当
2018年４月	当社取締役　上席執行役員　開発・品質・生産担当
2018年６月	当社取締役　常務執行役員　開発・品質・生産担当 現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役候補者とした理由

菱谷清氏は、パナソニック株式会社（旧 松下冷機株式会社）アプライアンス社にて、事業部経営責任者、技術開発責任者等の豊富な業務経験を有しております。当社では中長期を見据えた視点での開発、品質、生産部門における企業価値の向上に努めて参りました。今後も当社の技術分野における発展を担う人材として適任であると判断しております。また、環境保護推進の分野でも適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 3

杉坂真志（すぎさかまさし）(1960年８月29日生)

新任



略歴、地位及び担当

1984年４月　当社入社
2004年４月　当社西日本カスタマーソリューション部長
2005年７月　イーシームズ株式会社（出向）取締役
2008年４月　同社代表取締役社長
2018年６月　当社執行役員　イーシームズ株式会社代表取締役社長
2022年４月　当社常務執行役員　営業本部長　兼　管理本部長
現在に至る

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

所有する当社株式の数

2,000株

取締役会出席回数

－／－回

取締役候補者とした理由

杉坂真志氏は、当社の照明事業部門、特に環境関連商材の部門において要職を歴任しており、豊富な業務経験を有しております。また、出向先のイーシームズ株式会社の代表取締役社長として、照明器具のレンタル事業を軌道に乗せ、大きく発展させて参りました。代表取締役としての企業経営、企業統治の分野でも功績があり、今後の当社グループの事業経営推進と持続的な企業価値の向上を目指す上で適任であると判断し、取締役候補者としております。

候補者番号 4

馬塲孝夫（ばんばたかお）（1953年5月21日生）

再任　独立役員　社外取締役



所有する当社株式の数
0株

取締役会出席回数
19／19回

略歴、地位及び担当

1979年４月　三菱電機株式会社入社
1991年10月　同社応用機器研究所グループマネージャー
1995年12月　同社産業システム研究所
　　プロジェクトグループマネージャー
2003年４月　同社先端技術総合研究所主席研究員
2005年４月　デプト株式会社監査役
2005年10月　株式会社ケー・ティー・システム顧問
2006年５月　ティーベイション株式会社代表取締役社長（現任）
2006年６月　大阪大学特任教授（非常勤）
2008年６月　当社監査役
2013年６月　当社取締役（現任）
2014年６月　大阪大学特任教授（非常勤）
2018年４月　大阪大学共創機構産学共創本部　共創人材育成部門副部門長
　　兼教育企画室長
　　現在に至る

重要な兼職の状況

ティーベイション株式会社代表取締役社長

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

馬塲孝夫氏は、三菱電機株式会社及びティーベイション株式会社において培った豊富な業務経験と経営者としての高い見識を有しており、また、デプト株式会社監査役と当社社外監査役及び社外取締役としての経験も有していることから、今後も経営全般を客観的な立場から監督していただけることを期待し、社外取締役候補者としております。

候補者番号 5

宮下律江（みやしたりつえ） (1962年5月3日生)

新任　独立役員　社外取締役



略歴、地位及び担当

1986年４月　株式会社ＪＡＬインフォテック入社
2001年７月　同社経営企画部　課長
2015年10月　同社執行役員エアライン事業本部アプリケーション事業部
2018年９月　同社退職
2018年10月　株式会社ブライトン・コンサルティング取締役
2018年12月　株式会社エターナリア設立　代表取締役（現任）
現在に至る

重要な兼職の状況

株式会社エターナリア代表取締役

所有する当社株式の数

0株

取締役会出席回数

－／－回

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

宮下律江氏は、株式会社ＪＡＬインフォテックにおいて、執行役員としてＪＡＬ／ＪＡＳ経営統合の大規模なシステム刷新などの大型ＩＴプロジェクトを成功裏に収めるなど豊富な経験と知見を有しており、今後の当社のＩＴ化推進に大きく寄与していただけると判断しております。また、社内外での女性活躍推進への取り組みのほか、企業経営者としての経験も有していることから、経営全般を客観的な立場から監督していただけることを期待し、社外取締役候補者としております。

（注）1.各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 馬塲孝夫氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって９年となります。また、社外取締役就任以前の当社社外監査役としての在任期間は5年であります。
3. 馬塲孝夫氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員であり、同氏が取締役に再任された場合には、同氏は引き続き独立役員となる予定であります。また、宮下律江氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が取締役に選任された場合には、独立役員として届け出る予定であります。
4. 当社は馬塲孝夫氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について、責任限定契約を締結しており、馬塲孝夫氏の選任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であり、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、宮下律江氏の選任が承認された場合には、宮下律江氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償することとしております。各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

ご参考：取締役・監査役のスキルマトリックス

本総会において第３号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役の構成、並びに各役員に特に期待する経験や専門性は以下のとおりです。

なお、以下の一覧表は取締役及び監査役が有する全ての知識や能力、経験を表すものではありません。

	氏名	企業経営・経営戦略	財務・会計・税務	技術開発	製造・供給	事業戦略・販売・マーケティング	グローバルビジネス	法務・コンプライアンス	内部統制・ガバナンス	IT・デジタル	サステイナビリティ・ESG
取締役	遠藤 邦彦	●		●		●	●				
	菱谷　清			●	●		●				●
	杉坂 真志	●	●			●		●			
	馬塲 孝夫	●		●	●				●		
	宮下 律江	●				●				●	●
監査役	藤田 和男		●						●		
	村井　潤							●	●		
	神崎 泰郎					●			●		

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。なお、補欠監査役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

坂田 秀隆（さかた ひでたか）（1959年11月29日生）

独立役員
補欠社外監査役

略歴及び地位

1982年 4 月 坂田秀治会計事務所入所
1984年 9 月 同所退所
1984年10月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）入所
1988年 3 月 公認会計士登録
1997年 6 月 監査法人トーマツ事業開発部(現 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社)異動 シニアマネジャー
2000年 6 月 同社パートナー
2019年 1 月 同社退職
2019年 1 月 株式会社MAGIC代表取締役（現任）
2020年 6 月 dep. FAS合同会社代表社員（現任）
現在に至る

所有する当社株式の数
0株

取締役会出席回数
－／－回

監査役会出席回数
－／－回

重要な兼職の状況

株式会社MAGIC代表取締役
dep. FAS合同会社代表社員

補欠の社外監査役候補者とした理由

坂田秀隆氏は、公認会計士として、企業会計に精通しており、高度な専門知識及び幅広い見識により培われた経験を有していることから、当社の監査の職務遂行に適任であると判断し、補欠の社外監査役候補者としております。

（注）1. 坂田秀隆氏と当社の間には特別の利害関係はありません。
2. 株式会社MAGIC及びdep. FAS合同会社と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 坂田秀隆氏は、東京証券取引所の定める独立役員の要件を満たしており、監査役に就任した場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定です。
4. 坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項による損害賠償責任について責任限定契約を締結する予定であります。なお、責任限定契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額といたします。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等を填補することとしており、坂田秀隆氏が監査役に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

第5号議案　退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任される代表取締役会長遠藤良三、取締役菊池一郎、坂本修の３氏に対し、在任中の労に報いるため、当社内規の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたく、その具体的金額、贈呈の時期、方法等の決定は取締役会にご一任願いたいと存じます。また、取締役、監査役を歴任されました坂本修氏については、取締役在任期間分は取締役会に、監査役在任期間分は監査役の協議にご一任願いたいと存じます。なお、遠藤良三、菊池一郎、坂本修の３氏に対し、役員退職慰労金の贈呈を相当とする理由は、取締役として当社の業績及び企業価値の向上に尽力したためであります。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

遠藤 良三（えんどう りょうぞう）

略歴

1972年８月　当社設立　代表取締役社長
2014年６月　当社代表取締役会長
　　現在に至る

菊池 一郎（きくち いちろう）

略歴

2015年６月　当社取締役
2016年６月　当社常務取締役
2018年６月　当社取締役
　　現在に至る

坂本 修（さかもと おさむ）

略歴

2007年６月　当社監査役（社外）
2017年６月　当社取締役（社外）
　　現在に至る

以　上

Ⅰ 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

売上高	406億44百万円 前期比 14.8% 増	営業利益	38億27百万円 前期比 100.6% 増
経常利益	42億49百万円 前期比 118.0% 増	親会社株主に帰属する当期純利益	33億30百万円 前期比 160.7% 増

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響及び半導体に代表される部材の需給逼迫等により、経済活動正常化へ動き出したものの、その動きは一進一退となりました。また、世界経済においては、総じてみれば回復傾向が続いていたものの、年明け以降のウクライナ情勢緊迫化に伴う原油及び天然ガス等の資源価格高騰並びに世界的な株価の下落等により、先行き不透明な状況となりました。

このような状況の中、当社グループは、持続可能な社会に向け、高付加価値空間創造企業として、高い省エネ性能に加え、顧客価値を創造する光の質を高めた新製品の開発、製造及び販売に注力して参りました。

業界に先駆け製品をＬＥＤ化して以降、製品のエネルギー効率の継続的な改善は製造メーカーの責務と考え、さらなる高効率照明器具の開発を進めるとともに、“人と地球にやさしい未来の光”の創造に向けて、新しい価値の提供を進めております。

また、製造部門においては、環境に配慮した責任ある製品の提供を目指し、継続した品質改善活動及び原価低減活動を行うとともに、全社的な販売費及び一般管理費の抑制に努めて参りました。

この結果、当連結会計年度における売上高は、40,644百万円（前連結会計年度比14.8％の増収）となり、営業利益は3,827百万円（前連結会計年度比100.6％の増益）、経常利益は4,249百万円（前連結会計年度比118.0％の増益）、親会社株主に帰属する当期純利益は3,330百万円(前連結会計年度比160.7％の増益）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等の適用により、売上高、営業利益及び営業外費用はそれぞれ126百万円減少しておりますが、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益に与える影響はありません。

セグメントの業績は次のとおりであります。

(1) 照明器具関連事業

当セグメントにおきましては、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い事業活動が制限される中、業務用ＬＥＤ照明器具分野で業界トップクラスの品揃えを実現し、高いブランドイメージの確立に努めました。

国内市場においては、無線照明コントロールシステム「Smart LEDZ Fit/Fit Plus」及び無線調光調色器具「Tunable LEDZ」の販売促進に注力しました。既存照明器具の取り換え需要に加え、新設の商業施設やオフィス等の大型施設向け需要の取込みを強化し、リモート営業等を取り入れて販売活動を推進しました。また、自然の光、カラー演出、色味調整の三役を１台で備えた次世代無線調光調色器具シリーズの新カタログ「Synca2」を発刊し、同シリーズの製品群を大幅に拡充しました。さらに、東京事業所のオフィスフロアを全面改装し、オフィスが働く人々の生産性やエンゲージメントを高める場所となるよう「Synca」の光によって光環境を追求した体験型オフィス「Synca U/X Lab」を12月にグランドオープンしました。仕事の内容・場所・時間に応じた光環境を体験できる空間として好評を得ました。

海外市場においては、英国におけるコロナ規制が緩和され、主要顧客別販売施策が奏功し、売上・利益共に過去最高額を更新しました。また、アジアでは、一時深刻な都市封鎖の影響を受けて経済活動の停滞が発生しましたが、リモート営業を積極活用し、既存顧客の深耕に努めるとともにアジア向け製品「sync」と戦略商品「Synca」を活用した営業活動で、高級建築市場の開拓を進めました。

この結果、売上高は35,989百万円（前連結会計年度比21.7％の増収）（セグメント間取引含む。以下同じ。）となり、セグメント利益（営業利益。以下同じ。）は4,316百万円（前連結会計年度比109.7％の増益）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及びセグメント利益はそれぞれ125百万円減少しております。

(2) 環境関連事業

当セグメントにおきましては、長引くコロナ禍の中で感じる日常生活での閉塞感への対策として、「わくわくするマイストアづくり」をテーマに掲げ、照明やサイネージの効果によって来店者が「楽しさや居心地の良さ」を感じていただけるような店舗作りへの提案活動を実施しました。特に食品スーパーを始めとした流通店舗において、居心地がよく且つ消費電力の削減にも考慮した提案として高評価をいただき、調光調色及び次世代無線調光システム「Synca」の採用に繋がりました。

WEB面談や動画を活用した展示会の再配信等、デジタルツールを活用した営業活動にも注力し、営業活動の効率向上にも努めましたが、先行きの不透明感による投資抑制などの影響もあり、レンタル契約実績は前連結会計年度比で増加したものの、機器販売実績は減少しました。

この結果、売上高は7,650百万円（前連結会計年度比9.7％の減収）となり、セグメント利益は604百万円（前連結会計年度比7.8％の減益）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及びセグメント利益はそれぞれ０百万円減少しております。

(3) インテリア家具事業

当セグメントにおきましては、働き方改革やコロナ禍におけるリモートワーク増加により、変化するオフィス環境向けの商材も含めた総合カタログ「AbitaStyle 12」を発刊し、オフィスディーラー及びサプライヤーへの営業強化を図りました。

また、原材料及び輸送費用高騰の対策として、梱包材の再利用や輸送方法の見直しによる物流の効率化でコストダウンを進めました。

この結果、売上高は1,179百万円（前連結会計年度比8.7%の増収）となり、セグメント損失は２百万円（前連結会計年度は35百万円のセグメント損失）となりました。

なお、収益認識会計基準等の適用により、売上高及びセグメント利益はそれぞれ０百万円減少しております。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資総額は29億94百万円で、主なものは、新製品に係る金型及びイーシームズ株式会社におけるレンタル資産の取得であります。

3. 資金調達の状況

特筆すべきものはありません。

4. 対処すべき課題

当社グループは、顧客のニーズや期待に応えるために会社価値と経営品質の向上を経営目標として掲げ、顧客密着型経営を推進しております。

今後、市場競争の更なる激化が予測される環境の下、競争力と組織力の強化を図り、安定した経営体制を構築するために、次の項目に重点を置いて事業経営を推進して参ります。

① 商業施設向け照明器具市場で培った製品開発力と事業ノウハウを活かし、業務用照明分野市場において、省エネルギー及び環境保護を重視した高効率LED照明器具のトップメーカーとしての確固たるブランドの確立を図ります。今後は、これまでの光源では行えなかった幅広い光色の再現など独自性の有るLED応用製品の開発を進め、より豊かな光環境の実現に向けたソリューション提案の強化を推進して参ります。

② 国内の製造拠点である佐野工場、海外生産子会社であるENDO Lighting（THAILAND）Public Co., Ltd.及び昆山恩都照明有限公司の3製造拠点において、更なる生産性の向上とコストダウンを実現し世界的なLED照明器具の供給体制の整備を進めます。

③ 様々な施設における顧客要望に対し、照明とその関連商材・サービスを通したソリューションの提案力の強化とともに、IoTを活用した営業システムの構築などを推進し、施主・設計事務所・ゼネコン・サブコンなどからの信頼向上に努めて参ります。

④ 欧州・広域アジアへの経営資源の集中により、各地域にフィットした製品・サービスの供給を進め、海外事業を国内事業と並ぶ中核事業に育成して参ります。

⑤ 事業の継続的な成長・発展を実現するために、産学協同開発の推進や外部企業とのコラボレーションによる技術開発や共同研究に注力し、光の持つ可能性の追求と実証を進めます。

⑥ 連結子会社のイーシームズ株式会社が実施している環境関連事業に関しては、レンタルスキームを活用したソリューション提案に注力するとともに、組織体制の強化と新規商材・サービスを含めたビジネスモデルの開発により、長期的な事業発展につなげて参ります。

⑦ インテリア家具・用品については、照明事業のチャンネルを活用した販売促進活動や既製品家具の販売強化などを推し進めるとともに、オフィスなどの新規分野への展開も積極的に行って参ります。

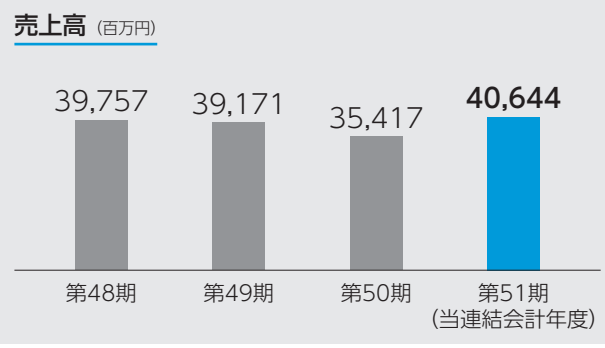
⑧ 新型コロナウイルス感染症の収束時期が見通せない中、世界的な部品の供給不足と、それに伴う原価高騰などの状況が続くことが予想され、日本国内にとどまらないグローバルな観点で、柔軟かつ強靭な販売体制、製品供給体制の整備について取り組んで参ります。

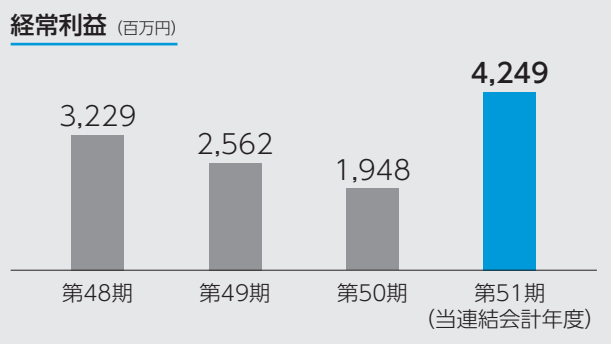
⑨ 持続的な成長のためのサステナビリティを巡る課題への対応について、リスクの減少、収益機会にもつながる重要な経営課題として、中長期的な企業価値の向上の観点から基本方針を策定するとともに、気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について、データの収集と分析に基づき、取り組みを進めて参ります。

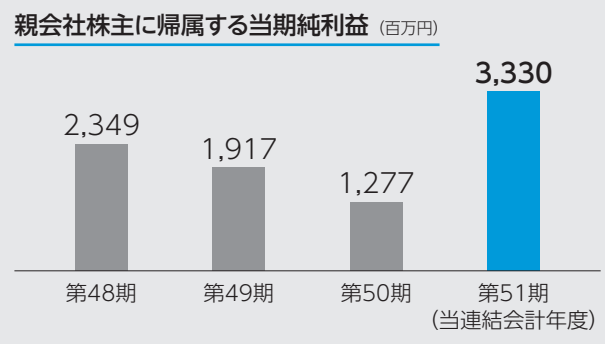
5. 財産及び損益の状況の推移

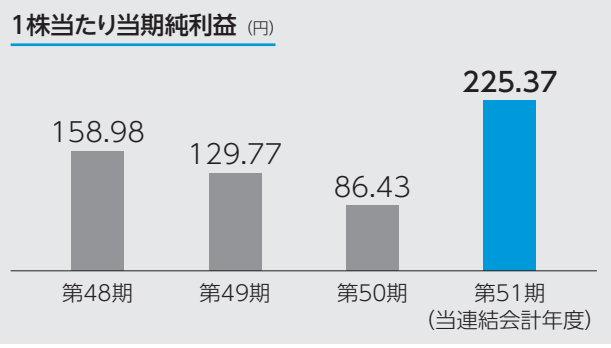
区分		第48期 2019年3月期	第49期 2020年3月期	第50期 2021年3月期	第51期（当連結会計年度） 2022年3月期
売上高	(百万円)	39,757	39,171	35,417	40,644
経常利益	(百万円)	3,229	2,562	1,948	4,249
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	2,349	1,917	1,277	3,330
1株当たり当期純利益	(円)	158.98	129.77	86.43	225.37
総資産	(百万円)	50,728	50,250	50,547	55,595
純資産	(百万円)	20,967	22,310	23,541	28,243

(注) 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。









6. 重要な子会社の状況

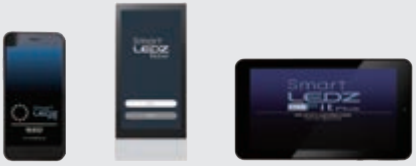
会　社　名	資　本　金	当社の出資比率	主要な事業内容
ENDO Lighting（THAILAND）Public Co., Ltd.	160,000千バーツ	99.9%	照明器具の製造・販売
昆山恩都照明有限公司	19,100千USドル	100.0%	照明器具の製造・販売
イーシームズ株式会社	100,000千円	100.0%	省エネ照明器具及び制御機器のレンタル及び販売
Ansell Electrical Products Limited	50千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売
Ansell（Sales & Distribution）Limited	0千ポンド	100.0%	照明器具の製造・販売

7. 主要な事業内容

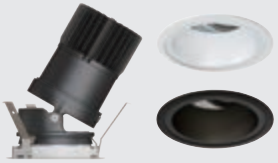
当社グループは主に業務用照明器具の製造販売を行っております。
その品目別の主要製品は、次のとおりであります。

照明器具関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ダウンライト、スポットライト、シーリングライト、シャンデリア、ペンダント、ブラケット、直管形LEDランプ等
照明制御システム	Smart LEDZ（照明空間マネジメントシステム）



Smart LEDZ（照明空間マネジメントシステム）



ユニバーサルダウンライト



シーリングダウンライト

トップライト照明



間接照明（リニア17）

環境関連事業

品目別	主要製品
業務用照明器具	ベースライト、生鮮食品用照明等
照明制御システム	Smart LEDZ（照明空間マネジメントシステム）





インテリア家具事業

品目別	主要製品
業務用家具、インテリア用品	チェア、テーブル、ソファ等





8. 主要な営業所及び工場等

		拠　　点　：　所　在　地
当社	本社	大阪府大阪市中央区備後町一丁目7番3号
	主要な事業所	東京（東京都）、大阪（大阪府）
	営業所	札幌（北海道）、仙台（宮城県）、北関東（栃木県）、埼玉（埼玉県）、新潟（新潟県）、 横浜（神奈川県）、静岡（静岡県）、名古屋（愛知県）、金沢（石川県）、京都（京都府）、 岡山（岡山県）、高松（香川県）、広島（広島県）、福岡（福岡県）、熊本（熊本県）、沖縄（沖縄県）
	研究所	テクニカルセンター（大阪府）
	物流	佐野（栃木県）、水口（滋賀県）、大川（福岡県）
	工場	佐野（栃木県）
子会社	営業所	・イーシームズ株式会社（大阪府） 北海道（北海道）、東北（宮城県）、関東（東京都）、中部（愛知県）、 近畿（大阪府）、中四国（広島県）、九州（福岡県） ・ENDO Lighting（THAILAND）Public Co., Ltd.（タイ） バンコク（タイ）、フィリピン支店（フィリピン） ・恩藤照明設備（北京）有限公司（中国） ・ENDO LIGHTING ACCESSORIES（INDIA）PRIVATE LTD.（インド） ・ENDO Lighting SE Asia Pte.Ltd.（シンガポール） ・ENDO LIGHTING VIETNAM COMPANY LIMITED（ベトナム） ・Ansell Electrical Products Limited（英国） Ansell Electrical Products Spain SL（スペイン） ・Ansell（Sales & Distribution）Limited（英国） Ansell（Sales & Distribution）Republic of Ireland Limited（アイルランド）
	工場	・ENDO Lighting（THAILAND）Public Co., Ltd.（タイ） ・昆山恩都照明有限公司（中国）


本社（ENDO堺筋ビル）


大阪事業所（ENDO本町ビル）


佐野工場


中国工場


タイ工場

9. 従業員の状況

(1) 企業集団の従業員の状況

事業区分	当連結会計年度末従業員数（名）	前連結会計年度末比増減（名）
照明器具関連事業	1,252 (69)	20減 (2増)
環境関連事業	61 (10)	1減 (1減)
インテリア家具事業	28 (3)	－ (－)
全社（共通）	48 (9)	7増 (－)
合計	1,389 (91)	14減 (1増)

(注) 1. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
2. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
3. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

(2) 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
484（59）名	19名減（3名増）	42.4歳	14.1年

(注) 1. 従業員数は、当社から他社への出向者を除く就業人員数であります。
2. 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の年間平均雇用人数であります。
3. 臨時従業員は、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
4. 平均年齢及び平均勤続年数は、小数第1位未満を切り捨てて表示しております。

10. 主要な借入先及び借入額

借　入　先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	4,026百万円
株式会社三井住友銀行	2,266
株式会社りそな銀行	1,306

Ⅱ 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 35,800,000株

(2) 発行済株式総数 14,776,321株 （自己株式152株を含む）

(3) 当事業年度末の株主数 4,804名

(4) 大株主（上位10名）

株　主　名	持株数	持株比率
株式会社アーバン	4,933千株	33.38%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,212	8.20
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	800	5.41
日本生命保険相互会社	364	2.46
吉田　知広	241	1.63
遠藤照明従業員持株会	232	1.57
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	226	1.53
INTERACTIVE BROKERS LLC	161	1.09
株式会社三菱UFJ銀行	150	1.01
遠藤　邦彦	140	0.94

(注) 1. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 持株比率は、小数第2位未満を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の氏名等

地　位	氏　名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	遠　藤　良　三	昆山恩都照明有限公司　董事長
代表取締役社長	遠　藤　邦　彦	営業本部長 ENDO Lighting（THAILAND）Public Co., Ltd.代表取締役会長
取　締　役	菊　池　一　郎	常務執行役員　海外本部長
取　締　役	菱　谷　　清	常務執行役員　開発・品質・生産担当
取　締　役	馬　塲　孝　夫	ティーベイション株式会社　代表取締役社長
取　締　役	坂　本　　修	
常勤監査役	藤　田　和　男	
監　査　役	村　井　　潤	村井法律事務所　弁護士
監　査　役	神　崎　泰　郎	

(注) 1. 取締役馬塲孝夫及び坂本修の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
2. 常勤監査役藤田和男、並びに監査役村井潤及び神崎泰郎の3氏は、社外監査役であり、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
3. 常勤監査役藤田和男氏は、経理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 取締役兼務者以外の執行役員は以下のとおりであります。

地　位	氏　名	担　当
常務執行役員	北　村　　壽	営業本部　副本部長　兼　営業第2統括部長
常務執行役員	鍛冶谷　栄　司	営業本部　副本部長　兼　営業第1統括部長
執　行　役　員	三　沢　広　実	中央研究所長　兼　技術開発部長
執　行　役　員	奥　村　昌　之	営業本部　環境ソリューション統括部長
執　行　役　員	細　井　秀　人	営業本部　営業第2統括部　副統括部長　兼　九州営業部長
執　行　役　員	増　村　俊　達	インテリア事業部長
執　行　役　員	杉　坂　真　志	イーシームズ株式会社　代表取締役社長
執　行　役　員	小　川　佳　洋	営業本部　営業企画統括部長
執　行　役　員	飯　島　　孝	管理本部長　兼　人事総務部長　兼　情報システム管理部長

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額としております。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

(1) 被保険者の範囲

当社及び子会社・孫会社の取締役、監査役及び執行役員等の主要な業務執行者

(2) 保険契約の内容の概要

被保険者が（1）の会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等を補償するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。なお、保険料は当社が全額負担しております。

4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2021年2月12日開催の取締役会において「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」を決議いたしました。その内容は以下のとおりであります。

① 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図ることの意欲を高めるとともに、インセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案して、総合的に決定することを基本方針とする。

具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬と業績連動報酬、役員退職慰労金により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬と役員退職慰労金のみを支給する。

② 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬（金銭報酬）として支給し、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、執行役員の報酬、従業員給与の水準を考慮しながら、経営内容や経済情勢を勘案して決定する。

③ 業績連動報酬等の内容および額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、利益の最大化が株主価値向上に資するとの考えから、売上総利益率及び売上高経常利益率を重視し、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標を反映した金銭報酬とし、個人別の配分額を計画達成度係数と役職別案分比率から算出して、毎年、一定の時期に支給する。

④ 役員退職慰労金の額の算定方法の決定に関する方針

役員退職慰労金は、基本報酬に基づき、在任役職位年数および役職位ごとの係数により慰労金の額を算出し、役員の退任時に当社所定の基準による相当額の範囲内で慰労金を支給することを取締役会に一任する旨の株主総会決議を経たうえで、取締役会決議にて決定する。

⑤ 基本報酬の額、業績連動報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業績連動報酬は、連結経常利益に基づき基本報酬と別枠で支給するものとし、基本報酬と業績連動報酬の支給割合は、株主と経営者の利害を共有し、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な割合となることを方針とする。

⑥ 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の報酬額は、取締役会が指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し答申を得て、その具体的内容の決定は代表取締役社長遠藤邦彦氏に委任する。

委任を受けた代表取締役社長は、当該答申内容を考慮して、各取締役の基本報酬の額および各取締役（社外取締役を除く。）の業績連動報酬の評価配分を決定する。

(2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役及び監査役の報酬等に関する株主総会の決議は、1990年6月28日開催の第19回定時株主総会で決議し、その内容は、取締役の年間報酬総額を2億円以内、監査役の年間報酬総額を5,000万円以内としております。なお、第19回定時株主総会終結時点での取締役の員数は10名、監査役の員数は3名であります。また、業務執行取締役に対する業績連動報酬に関する株主総会の決議は、2014年6月27日開催の第43回定時株主総会で決議し、その内容は、業績連動報酬は連結経常利益の1.5%の範囲内で支給するものとし、その上限額は年額2億円以内とは別枠で年額1億円以内としております。なお、第43回定時株主総会終結時点での取締役の員数は12名、監査役の員数は4名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の決定については、公正性と透明性を確保するため、取締役会が、代表取締役と社外取締役から構成される指名・報酬諮問委員会に原案を諮問し、取締役会より委任を受けた代表取締役社長が同委員会の答申内容を考慮し、予め定められた算定方法に従って決定していることから、その内容は決定方針に沿うものであると判断しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる役員の員数(人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取締役)	123 (7)	86 (6)	30 (−)	− (−)	6 (0)	6 (2)
監査役 (うち社外監査役)	18 (18)	17 (17)	− (−)	− (−)	1 (1)	3 (3)

(注) 1. 業績連動報酬等として取締役に対して賞与を支給しております。
2. 退職慰労金は、当事業年度に計上した役員退職慰労金繰入額であります。
3. 監査役の報酬につきましては、基本報酬のみとし、各監査役の報酬については株主総会の決議により承認された限度額の範囲内において監査役の協議により決定いたします。

5. 社外役員に関する事項

(1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

① 当社と、取締役馬塲孝夫氏が兼職しておりますティーベイション株式会社との間には、特別の関係はありません。

② 当社と、監査役村井潤氏が兼職しております村井法律事務所との間には、特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　名	出席状況		主な活動状況
		取締役会	監査役会	
取　締　役	馬 塲 孝 夫	19回中19回	14回中４回 (注)	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に企業経営者として培った企業活動に関する幅広い見識と豊富な経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
取　締　役	坂 本　　修	19回中19回	14回中４回 (注)	当事業年度開催の取締役会の全てに出席し、主に出身会社である金融機関及び製造業等を通じて培った幅広い見識と豊富な経験から、議案・審議等につき適宜発言を行っております。 また、当社の代表取締役と社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会にも出席し、独立した客観的立場から提言を行うなど、経営陣の監督に務めております。
常勤監査役	藤 田 和 男	19回中19回	14回中14回	主に出身会社である製造業において培った企業活動に関する見識と経理部門における豊富な経験から、適宜発言を行っております。
監　査　役	村 井　　潤	19回中19回	14回中14回	主に弁護士としての幅広い知識や経験、また他社での社外監査役等の経験も有しており、法務の見地から、適宜発言を行っております。
監　査　役	神 崎 泰 郎	19回中19回	14回中13回	主に出身会社である製造業において事業企画部門に従事し、総務、経理などの管理部門の責任者としての経験も有しており、その幅広い豊富な経験から、適宜発言を行っております。

(注) 取締役馬塲孝夫及び坂本修の両氏は、社外取締役として監査役会との緊密な連携を図るため、四半期ごとに監査役会に出席した回数を記載しております。

V 会計監査人に関する事項

1. 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区　　分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33百万円

(注) 1. 監査役会は、取締役、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を聴取のうえ、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について同意しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外子会社につきましては、当社の会計監査人以外の会計監査人の監査を受けております。

3. 責任限定契約の内容の概要

責任限定契約は締結しておりません。

4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。

上記の場合のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合、または監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、監査役会は、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

Ⅵ 会社の体制及び方針

1. 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制 その他業務の適正を確保するための体制

当社は、2006年5月15日開催の取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議し、適宜これを改定しており、2019年3月14日開催の取締役会にて一部改定いたしました。

その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役及び執行役員並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス体制に係る規程を制定し、取締役及び執行役員並びに使用人に法令、定款の遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読やコンプライアンス研修による啓蒙活動を行う。

内部監査室は、当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の業務遂行、コンプライアンスの状況等について監査を実施し、経営管理の方向性を示すことにより会社の組織的経営を側面から支援するとともに内部統制の信頼性を高めるよう努める。

また、コンプライアンス上の疑義のある行為等の社内報告体制として、内部通報制度を整備し、社内通報窓口とは別に弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努める。

各子会社は、法令等を遵守することはもとより自主的に定めた基準に従い業務を遂行する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録、その他取締役の職務執行に係る情報を含んだ文書については、定款及び取締役会規則、文書管理規程等の社内規程に基づき適切に保存及び管理し、取締役、監査役及び内部監査室は、それらの情報を常時閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、代表取締役社長が管理本部長をリスク管理に関する総括責任者に任命し、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行う等、必要に応じて適宜見直しを図る。リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図るため、コンプライアンスリスク管理委員会を設置し、「リスク管理規程」に則り、各事業部門において自律的にマネジメントを行い、重要な事項についてはコンプライアンスリスク管理委員会に報告する。

内部監査室は当社グループのリスク管理状況を監査し、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役に報告する。

取締役会は定期的に当社グループのリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、重要事項の決定を行うと共に、経営計画、組織体制等の重要な経営課題を協議する。

取締役会における取締役の指名・報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の諮問委員会として、指名・報酬諮問委員会を置き、代表取締役と社外取締役をその委員とする。指名・報酬諮問委員会は、「指名・報酬諮問委員会規程」に則り、取締役会の諮問により、取締役の指名・報酬等について審議した結果を取締役会に対して答申する。

業務執行の効率性を高めるために執行役員制度を導入し、代表取締役社長は取締役会の方針や決議事項を執行役員に指示、伝達し、執行役員は業務執行状況を報告する。

経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置し、子会社を管理する。

当社と子会社は定期的に生産効率改善会議及び海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の円滑な情報交換と効率的な事業運営を促進する。

監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役に報告する。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役会と協議のうえ、監査役の職務が実効的に行われるよう、専任の監査役スタッフを配置する。

監査役スタッフは監査役の職務を補助するものとし、指揮命令は監査役が行うものとする。監査役スタッフの人事及び評価については、監査役会の事前の同意を得るものとする。

(7) 取締役及び執行役員並びに使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や法令並びに定款に違反する行為を認知した場合の他、取締役会に付議する重要な事項と決定事項を、法令及び社内規程に基づき監査役に報告する。

また、報告を行った取締役及び執行役員並びに使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に周知徹底する。

(8) 監査役の職務の執行の費用の支払いの方針、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、当社グループの取締役会及び主要な会議に出席する。また、稟議書類等、業務執行に係る重要な文書を閲覧し、当社グループの取締役及び執行役員並びに使用人に説明を求めることができる。

また、監査役はその独立性と権限により監査の実効性を確保するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査が実効的に行われる体制を構築し運用する。

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、当社グループの財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、金融商品取引法その他の関係法令に基づき有効性を評価して、この体制の強化・充実を図る。内部監査室は会計監査人と連携して、財務報告に係る内部統制の有効性を継続的に評価し、当社グループは不備があれば速やかに是正するとともに、取締役会等に報告する。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては断固とした姿勢で臨むことを「倫理規程」に掲げ、関係排除に取り組む。反社会的勢力排除に向けた体制は、当社人事総務部を対応部署とし、事案により関係部署と協議のうえ、組織的に対応する。

また、警察、企業防衛協議会及び弁護士等との情報交換や各種研修への参加等により、外部専門機関との連携を強化する。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

当社は、「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、内部統制システムの整備・運用をしております。当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) コンプライアンスに関する取組みの状況

当社は、コンプライアンス体制に係る規程に基づき、取締役及び執行役員並びに使用人に法令、定款の遵守を周知徹底するとともに、「社員憲章」の輪読等による啓蒙活動を行っております。取締役会議事録等の取締役の職務執行に関する文書については、適切に保存及び管理しており、取締役、監査役及び内部監査室は、それらの情報を閲覧しております。内部通報制度の整備により、社内通報窓口や弁護士への外部通報窓口も設けて、通報者の保護を図るとともに、不正行為の早期発見と是正に努めております。

内部監査室は、当社グループの業務遂行、コンプライアンスの状況等を監査しております。

(2) 損失の危険に関する取組みの状況

当社は、管理本部長がリスク管理に関する総括責任者の任に就き、当社グループにおいて、災害等が発生した場合に備えて、規程及び基準の整備を行い、適宜見直しております。

各事業部門において自律的なマネジメントを実施し、重要な事項については、コンプライアンスリスク管理委員会へ報告を行い、リスク管理の全社的推進とリスク管理に必要な情報の共有化を図っております。

内部監査室は、当社グループのリスク管理状況の監査を行い、その結果を当社代表取締役及び各子会社取締役に報告し、取締役会は当社グループのリスク管理の問題点の把握と改善に努めております。

(3) 職務の執行の効率性の確保に関する取組みの状況

当社グループは、取締役会で重要事項の決定と経営計画、組織体制等の経営課題を協議し、職務執行の効率化に努めております。

当社は、当事業年度において取締役会を19回開催した他、会社法及び定款の規定に基づく書面決議を2回実施いたしました。また、経営執行会議は、取締役及び執行役員で構成し、取締役会の意思決定が迅速かつ効率的に行われるよう12回開催し、取締役会付議事項となる重要案件を事前に協議いたしました。

代表取締役と社外取締役を委員とする指名・報酬諮問委員会は、取締役会の諮問により、取締役会の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役の指名・報酬等について、審議した結果を取締役会に対して答申しております。

(4) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取組みの状況

当社は、当社グループの業務の適正を確保するため、当社から子会社に役員等を配置して、子会社を管理しています。当社と子会社は定期的に生産効率改善会議や海外拠点レビュー等を行い、当社グループ各社の業務執行状況を監督しております。

監査役と内部監査室は、子会社の事業規模を勘案して定期的にグループ管理体制を監査し、必要に応じて当社代表取締役及び各子会社取締役に報告しております。

(5) 監査役監査の実効性の確保に関する取組みの状況

当社の監査役は、3名全てが社外監査役であり、監査役会を14回開催いたしました。監査役は、取締役等の職務執行を監査するため、当社グループの取締役会等の主要な会議に出席し、取締役会に付議する重要な事項と決定事項が法令及び社内規程に適合していることを確認しております。

また、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携をとって、監査が実効的に行われるよう努めております。

2. 株式会社の支配に関する基本方針

特記すべき事項はありません。

(注) 事業報告の金額表示（1株当たり当期純利益は除く）は、百万円未満を切り捨てて表示しております。また、千株単位の株式数表示は、千株未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	当連結会計年度 2022年3月31日現在	前連結会計年度 (ご参考) 2021年3月31日現在
資　産　の　部		
流　動　資　産	**33,368**	**28,495**
現金及び預金	10,787	10,063
受取手形及び売掛金	－	6,932
受取手形	617	－
売掛金	6,909	－
商品及び製品	12,039	8,579
仕掛品	174	120
原材料及び貯蔵品	1,043	866
その他	1,883	2,128
貸倒引当金	△87	△195
固　定　資　産	**22,227**	**22,052**
有形固定資産	**16,405**	**15,963**
建物及び構築物	4,773	4,843
機械装置及び運搬具	519	550
レンタル資産	6,417	6,105
土地	3,468	3,458
リース資産	190	294
建設仮勘定	514	267
その他	521	443
無形固定資産	**2,922**	**2,912**
ソフトウエア	362	367
のれん	2,465	2,461
その他	94	82
投資その他の資産	**2,899**	**3,176**
投資有価証券	68	177
退職給付に係る資産	66	67
繰延税金資産	974	980
その他	1,915	2,080
貸倒引当金	△125	△128
資産合計	**55,595**	**50,547**

科　目	当連結会計年度 2022年3月31日現在	前連結会計年度 (ご参考) 2021年3月31日現在
負　債　の　部		
流　動　負　債	**16,621**	**14,096**
支払手形及び買掛金	5,058	2,710
短期借入金	2,500	1,799
1年内返済予定の長期借入金	4,764	5,123
リース債務	149	189
未払金	1,066	1,325
未払法人税等	552	428
契約負債	153	－
賞与引当金	597	349
役員賞与引当金	193	200
製品保証引当金	634	783
その他	950	1,185
固　定　負　債	**10,731**	**12,908**
長期借入金	8,503	10,568
リース債務	97	207
繰延税金負債	734	796
役員退職慰労引当金	453	445
退職給付に係る負債	227	198
その他	714	692
負債合計	**27,352**	**27,005**
純　資　産　の　部		
株　主　資　本	**26,558**	**23,488**
資本金	5,155	5,155
資本剰余金	5,516	5,539
利益剰余金	15,886	12,793
自己株式	△0	△0
その他の包括利益累計額	**1,684**	**48**
その他有価証券評価差額金	10	38
繰延ヘッジ損益	113	143
為替換算調整勘定	1,628	△83
退職給付に係る調整累計額	△67	△50
非支配株主持分	**0**	**5**
純資産合計	**28,243**	**23,541**
負債及び純資産合計	**55,595**	**50,547**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科　目	当連結会計年度 2021年4月1日から2022年3月31日まで	前連結会計年度（ご参考） 2020年4月1日から2021年3月31日まで
売　上　高	**40,644**	**35,417**
売　上　原　価	**24,736**	**22,158**
売　上　総　利　益	**15,908**	**13,259**
販売費及び一般管理費	**12,080**	**11,351**
営　業　利　益	**3,827**	**1,907**
営　業　外　収　益	**634**	**427**
受取利息及び配当金	73	120
賃貸収入	137	124
為替差益	377	62
助成金収入	—	65
その他	46	55
営　業　外　費　用	**212**	**386**
支払利息	116	142
売上割引	—	137
賃貸収入原価	71	40
その他	24	65
経　常　利　益	**4,249**	**1,948**
特　別　利　益	**33**	**6**
固定資産売却益	0	6
投資有価証券売却益	32	—
特　別　損　失	**—**	**24**
固定資産売却損	—	0
投資有価証券評価損	—	24
税金等調整前当期純利益	**4,283**	**1,931**
法人税、住民税及び事業税	953	796
法人税等調整額	△1	△141
当期純利益	**3,330**	**1,276**
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失（△）	**0**	**△0**
親会社株主に帰属する当期純利益	**3,330**	**1,277**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科　目	当事業年度 2022年3月31日現在	前事業年度 (ご参考) 2021年3月31日現在
資　産　の　部		
流　動　資　産	**13,428**	**12,905**
現金及び預金	1,689	1,621
受取手形	506	383
売掛金	3,406	2,785
商品及び製品	5,870	6,564
仕掛品	34	20
原材料及び貯蔵品	321	290
前渡金	88	71
短期貸付金	30	27
その他	1,484	1,143
貸倒引当金	△4	△4
固　定　資　産	**20,509**	**19,646**
有形固定資産	**6,139**	**6,250**
建物	2,725	2,804
構築物	17	25
機械及び装置	75	102
工具器具備品	77	75
土地	3,242	3,242
その他	1	1
無形固定資産	**255**	**260**
ソフトウエア	240	250
その他	14	10
投資その他の資産	**14,114**	**13,134**
投資有価証券	39	149
関係会社株式	7,947	7,943
関係会社出資金	1,229	1,229
長期貸付金	3,111	2,117
前払年金費用	164	139
その他	1,769	1,802
貸倒引当金	△148	△247
資産合計	**33,937**	**32,552**

科　目	当事業年度 2022年3月31日現在	前事業年度 (ご参考) 2021年3月31日現在
負　債　の　部		
流　動　負　債	**10,764**	**9,532**
支払手形	409	374
買掛金	2,387	2,094
短期借入金	1,600	1,200
1年内返済予定の長期借入金	3,894	3,815
未払金	876	826
未払法人税等	303	42
賞与引当金	381	178
役員賞与引当金	52	26
製品保証引当金	623	777
その他	236	196
固　定　負　債	**8,806**	**9,995**
長期借入金	8,108	9,303
役員退職慰労引当金	453	445
繰延税金負債	104	103
その他	140	143
負債合計	**19,571**	**19,528**
純　資　産　の　部		
株　主　資　本	**14,248**	**12,889**
資本金	**5,155**	**5,155**
資本剰余金	**5,539**	**5,539**
資本準備金	3,795	3,795
その他資本剰余金	1,743	1,743
利益剰余金	**3,553**	**2,194**
利益準備金	21	21
その他利益剰余金	3,532	2,173
繰越利益剰余金	3,532	2,173
自己株式	**△0**	**△0**
評価・換算差額等	**117**	**134**
その他有価証券評価差額金	3	32
繰延ヘッジ損益	113	101
純資産合計	**14,366**	**13,023**
負債及び純資産合計	**33,937**	**32,552**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科　目	当事業年度 2021年4月1日から2022年3月31日まで	前事業年度（ご参考） 2020年4月1日から2021年3月31日まで
売　上　高	**21,631**	**18,486**
売　上　原　価	**13,662**	**11,761**
売　上　総　利　益	**7,968**	**6,724**
販売費及び一般管理費	**7,311**	**7,334**
営業利益又は営業損失（△）	**657**	**△609**
営　業　外　収　益	**1,447**	**1,884**
受取利息及び配当金	744	1,406
賃貸収入	144	131
為替差益	320	130
助成金収入	－	57
その他	237	159
営　業　外　費　用	**165**	**315**
支払利息	88	99
売上割引	－	137
賃貸収入原価	37	40
その他	39	37
経　常　利　益	**1,940**	**959**
特　別　利　益	**32**	**0**
固定資産売却益	0	0
投資有価証券売却益	32	－
特　別　損　失	**117**	**24**
投資有価証券評価損	－	24
関係会社株式評価損	117	－
税引前当期純利益	**1,855**	**936**
法人税、住民税及び事業税	266	82
法人税等調整額	7	3
当　期　純　利　益	**1,580**	**850**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社　遠　藤　照　明
取締役会　御中

太陽有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　有　久　　衛 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2021年４月１日から2022年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社遠藤照明及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任
監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

株式会社　遠　藤　照　明
取 締 役 会　御 中

太 陽 有 限 責 任 監 査 法 人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　高　木　　勇 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　有　久　　衛 ㊞

監査意見
当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社遠藤照明の2021年４月１日から2022年３月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容
その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。
当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。
計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。
当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任
　監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。
　監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。
・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
　監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、従来から実施しているＷＥＢ会議を幅広く活用するなどして、監査役活動の確保に努めました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後とも継続して内部統制システムの整備と充実に取り組み、当社グループの体制強化を図ることが重要であると考えております。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月18日

株式会社　遠　藤　照　明　監査役会

常勤社外監査役　藤　田　和　男 ㊞

社外監査役　村　井　　潤 ㊞

社外監査役　神　崎　泰　郎 ㊞

以　上

株主総会会場ご案内図

会場

大阪府大阪市中央区
備後町一丁目7番3号
ENDO堺筋ビル
2階　会議室
［電話］06−6267−7095





交通のご案内

地下鉄 堺筋線・中央線
「堺筋本町駅」

12番出口　**徒歩約1分**

お願い

当会場では、駐車場・駐輪場のご用意ができませんので、公共交通機関等をご利用ください。

株主総会にご出席される株主様に配布しておりました「お土産」については、中止とさせていただきます。

株式会社 遠藤照明
https://www.endo-lighting.co.jp/

VEGETABLE OIL INK
この招集ご通知は、環境に配慮し、植物油インキを使用しております。

UD FONT
見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。